

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の  
救済措置の方針の変更  
新旧対照表

変更	現行
<p>水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針 (略)</p> <p><b>1. 救済措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 支給内容</p> <p>③ 療養手当</p> <p><u>(ア) 令和8年度の療養手当については、</u> 関係県は、一時金等対象者が特定症状に関連して社会保険各法の規定による療養を受けたときは、療養手当として次の金額を支給します。</p> <p>入院による療養を受けた方 1月につき <u>1万9,200円</u></p> <p>通院による療養を受けた日数が1日以上 の70歳以上の方 1月につき<u>1万7,400円</u></p> <p>通院による療養を受けた日数が1日以上 の70歳未満の方 1月につき<u>1万4,400円</u></p> <p><u>(イ) 令和9年度以降の療養手当については、</u> 総務省において作成する年平均の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数</p>	<p>水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針 (略)</p> <p><b>1. 救済措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 支給内容</p> <p>③ 療養手当</p> <p>関係県は、一時金等対象者が特定症状に関連して社会保険各法の規定による療養を受けたときは、療養手当として次の金額を支給します。</p> <p>入院による療養を受けた方 1月につき <u>1万7,700円</u></p> <p>通院による療養を受けた日数が1日以上 の70歳以上の方 1月につき<u>1万5,900円</u></p> <p>通院による療養を受けた日数が1日以上 の70歳未満の方 1月につき<u>1万2,900円</u></p>

の熊本市、鹿児島市及び新潟市における平均。)の変動を考慮して、毎年度、額を改定します。ただし、以下に掲げる平成22年度における療養手当の額を下限とします。

入院による療養を受けた方 1月につき  
1万7,700円

通院による療養を受けた日数が1日以上  
の70歳以上の方 1月につき1万5,900円

通院による療養を受けた日数が1日以上  
の70歳未満の方 1月につき1万2,900円

(ウ) 改定する手当の額は、水俣病総合対策実施要領（平成8年1月12日付け環  
保企第14号環境保健部長通知）で定めるとともに、環境省のウェブサイトに掲載  
します。

(4) (略)

**2. 水俣病被害者手帳**  
(略)

**3. その他**  
(略)

(参考資料)

救済措置の実施と併せて行う、水俣病発生  
地域における地域再生・振興及び健康調  
査・環境調査等に係る施策の具体的事項に  
ついて  
(略)

(4) (略)

**2. 水俣病被害者手帳**  
(略)

**3. その他**  
(略)

(参考資料)

救済措置の実施と併せて行う、水俣病発生  
地域における地域再生・振興及び健康調  
査・環境調査等に係る施策の具体的事項に  
ついて  
(略)